

高等学校 公共

公共-707

指導資料・関連教材 カタログ



- 指導資料 p. 2
- 教科書準拠ノート p.14
- デジタル教科書 p.18

指導資料 Web サポートコンテンツ付

(1) 指導用教科書(朱書き)

◆教科書本体の見開きページの縮刷版をもとに構成した、教科書と同じデザインの教師用指導書。

↓教科書p.52-53に対応したページ例

このページは、教科書p.52-53に対応した教師用指導書の例を示しています。内容は「平等に生きる権利」に関するもので、教科書の見開きページを縮刷版で再現し、そこに解説や補足情報を追加しています。

↓教科書p.42-43に対応したページ例

このページは、教科書p.42-43に対応した教師用指導書の例を示しています。内容は「現代社会の考え方」に関するもので、教科書の見開きページを縮刷版で再現し、そこに解説や補足情報を追加しています。

価格：未定 本商品は以下の(1)(2)(3)のセット販売と(1)のみの単品販売の2つの販売形態があります。

内容：(1) 指導用教科書(朱書き) AB判240ページ

(2) 指導書Webサポート * (1)を単品でご購入の場合には、ご利用いただけません。

(3) 付録冊子 指導書Webサポート案内冊子 * (1)を単品でご購入の場合には、付きません。

(2) 指導書 Web サポート * [指導用教科書(朱書き)]を単品でご購入いただいた場合には、指導書 Web サポートをご利用いただけません。

◆プリントや授業スライドなど、オリジナル教材の作成に役立つデジタルコンテンツを、帝国書院ウェブサイトから専用ページにログイン後、ダウンロードいただけます。

◆ご利用いただけるデジタルコンテンツは、下記の通りです。

- ①授業展開スライド (PowerPoint)
- ②授業プリント (Word・PDF)
- ③特設ページワークシート (Word・PDF)
- ④教科書誌面データ (PDF)
- ⑤教科書図版 (カラー・モノクロ) (JPEG)
- ⑥教科書本文データ (txt)
- ⑦映像資料 (mp4)
- ⑧図版アニメーション (html)
- ⑨年間指導計画案・評価規準作成資料 (Excel)
- ⑩板書例 (txt)

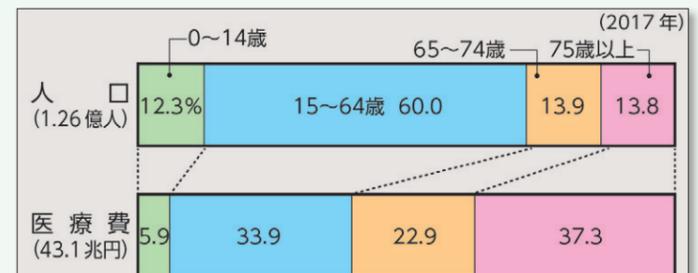
- ⑪学習課題・確認・活用の解答・解説 (PDF)
- ⑫評価問題例 (Word)
- ⑬準拠ノート (Word)
- ⑭一問一答 (Excel)
- ⑮用語解説 (Excel)
- ⑯白地図集 (JPEG)
- ⑰参考資料・文献紹介 (PDF)
- ⑱判例集 (Excel)
- ⑲単元振り返りシート (Word・PDF)
- ⑳QR コンテンツの素材へのリンク

このページは、「正しい嘘はあるか? ~先人たちの教え~」に関する特設ページワークシートの例を示しています。文章の読み取り、理解確認、そして自分の考えをまとめるためのワークシートが記載されています。

↑特設ページワークシート (Word・PDF) の例

このページは、「社会の実現」単元の振り返りシートの例を示しています。学習内容の振り返りを行うための表と、2017年の社会実況に関する棒グラフが掲載されています。

↑単元振り返りシート (Word・PDF) の例



↑教科書図版(カラー) (JPEG) の例

(3) 付録冊子

◆指導書Webサポートの内容や活用方法を紹介しています。

指導用教科書(朱書き)

- ◆教科書本体の見開きページの縮刷版をもとに構成した教師用指導書です。
- ◆発問例や解説などを具体的に示しており、授業の流れがわかります。

↓教科書p.52-53に対応したページの例

④ 平等に生きる権利

第1部 私たちがつくる社会
第3章 私たちの社会の基本原則
第1節 社会の基本原則と憲法の考え方

解説 「合理的配慮」

2016年4月に施行された「障害者差別解消法」により、行政・学校・企業などに対して、合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになった。写真は兵庫県明石市の福祉センターの様子で、タブレット端末を使用して聴覚障害のある人が障がいのない人と同じようにコミュニケーションが図れるようにしている。ほかにも次のような合理的配慮がある。

- ・障がい特性に応じて座席を決める。
- ・段差がある場合に、スロープなどで補助する。
- ・拡大や読み上げができる教科書を使って授業を行う。

解説 非嫡出子相続分規定事件

相続における非嫡出子の持ち分を制限する規定の合憲性が争われた訴訟。未婚の男女間の子は非嫡出子といわれ、民法900条4号但し書きは、非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1と定めていた。最高裁は2013年、憲法の「個人の尊重」原理に言及し、当該事件で相続のあった01年の時点で憲法14条1項に反すると、全員一致で判決した。

発問例 Q：アファーマティブ・アクションにはどのようなものがあるだろうか？

A：日本では、女性の社会的格差の解消を意味するものとして用いられることが多い。アメリカでは、有色人種などのマイノリティに対する大学入学枠の優遇措置などが知られる。なお、日本とアメリカではアファーマティブ・アクション、EU諸国ではポジティブ・アクションが名称としてそれぞれよく使われるが、ほぼ同じ意味である。

学習課題 W

- 〈考えるポイント〉
- ・平等とはどのような考え方か？
 - ・差別が否定されたのはいつからか？
 - ・社会にはどのような差別が残っているか？
 - ・差別解消のためにどのような取り組みがなされているか？

〈解答例(B 評価)〉

日本国憲法では14条を中心に平等権が保障されている。しかし、身体的特徴、病気や障がい、出身地などによりさまざまな差別が残っている。このような差別に対して、男女雇用機会均等法や、障害者差別解消法などの法律を定める取り組みがなされている。(116字)

〈評価ポイント〉

平等権の基本的な考え方に加え、今も残る差別の例とその解消の取り組みに対する正確な理解が必要である。さらに、身のまわりや社会全体の差別解消に向けて積極的に取り組もうとする姿勢がみられることが望ましい。

④ 平等に生きる権利



学習課題 平等権の保障のためにどのような取り組みがなされているだろうか。

導入 ニーズに合わせて、適切な支援を
「合理的配慮」とはどのような配慮だろうか？

2016年に施行された障害者差別解消法では、障がいのある人の求めに応じて「合理的配慮」を提供することが定められ、学校現場や公共施設をはじめ、さまざまな場面で対応が広がっている。

私の学校では、エレベーターが設置されたり、教科書が大きく見出し出ることができるカメラが導入されたりして、「合理的配慮」と関係しているのかな。

タブレット端末を用いた通訳手話通訳が整備された福祉センターの窓口(2016年 兵庫県)

年	事件名
1973	普通教育施設入学生差別訴訟
2013	非嫡出子相続分規定事件
2018	女性の再婚者差別訴訟

平等権に関する主な訴訟(差別例)

2001年にDV防止法が制定され、配偶者やパートナーへの暴力や虐待が規制された。

年	憲法・法律
1945	国際連合憲章(国連)
47	日本国憲法施行(日本)
48	世界人権宣言(国連)
66	国際人権規約(国連)
79	女子差別撤廃条約(国連)
85	男女雇用機会均等法(日本)
改正男女雇用機会均等法(日本)	
99	男女共同参画社会基本法(日本)

政治分野における男女共同参画推進法(日本)

2016年には「部落差別」の名称が初めて使われた部落差別解消推進法が制定され、差別解消のために国や地方自治体が果たすべき責務や、教育関係の必要性などが示された。

男女平等に関する主な法令の歩み

52 中学校との関連 平等権 男女雇用機会均等法

平等権

人間は個性を持ち、異なって生まれ、それぞれが尊厳を持つ。このような個人の尊重の出发点は、人は生まれながらにして平等だということにある。平等権の考え方は、近代市民革命が身分社会を否定したところから始まる。そして、日本国憲法14条は法の下の平等を保障しており、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」による差別、つまり「誰の元に生まれたか」のような偶然に基づく差別を、特に禁じているとされる。そのため、大日本帝国憲法下の華族のような貴族制度も許されない。また、憲法は、家庭生活における両性の本質的平等を保障する。

自由国家では、平等とは、個性や属性に関わらず、すべての人を同じように扱うこと(形式的平等)を意味していた。しかし、福祉国家に移行すると、貧富の差などを解消すべく国が介入して平等を実現すること(実質的平等)も重視されるようになった。現在では、マイノリティを優遇するアファーマティブ・アクション(ポジティブ・アクション)も各国でなされている。

差別をなくす取り組み

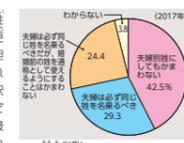
日本国憲法制定後も日本では多くの差別が続いている。そこで、法の下での平等を実現するため、さまざまな取り組みが行われてきた。例えば、1981年、最高裁判所は民間企業の女性の定年を男性より若く設定した就業規則を無効と判断した。また85年には男女雇用機会均等法が制定され、97年の改正でそれまで努力目標であった多くの内容が義務規定に強化された。さらに、99年制定の男女共同参画社会基本法は、雇用面以外でも男女差別の解消を政府に求めた。このように、男女が平等に生きる社会を目指す動きが広がってきている。

部落差別も残っており、全国水平社が始めた部落解放運動は今も続いている。

確認

COLUMN 夫婦別姓訴訟

憲法24条は、婚姻に関する法律は「個人の尊厳と両性の本質的平等」に基づき定めるとしている。これを受けて民法750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めている。しかし、実際には非常に多くの夫婦が夫の姓(氏、名字)を選択している。そして、姓を変更する側は、仕事の継続に支障を来すなど、負担が伴うこともある。このような背景から、それぞれの姓を維持しながら、法律上の結婚(選択的夫婦別姓)ができないことは憲法24条などに反すると訴えが起こされた。これに対し最高裁判所は、法律上はどちらの姓にしてもよい。男女間の不平等はない、と合憲の判断をしながらも、夫婦の姓に関する制度のあり方は国会で議論すべきだとも言及した。



夫婦別姓に関する意識調査(内閣府資料) 近年の調査では、夫婦別姓に賛成する意見の割合が大きくなってきている。

また、民族差別、特に第二次世界大戦前に、当時の植民地から日本に移住した人々やその子孫への差別(在日韓国人・朝鮮人などへの差別)も解消されていない。アイヌの人々への偏見も根強く、固有の文化を否定されてきたが、1997年にアイヌ文化振興法が制定され、ようやく北海道旧土人保護法が廃止された。また、2019年にはアイヌ施策推進法が制定され、アイヌの人々を「先住民族」と初めて明記した。

確認 心身に障がいを持つ人への差別もある。そこで、例えば障害者差別解消法では、障がいがある人の求めに応じて適切なサポートを行う「合理的配慮」の提供に努めることなどが定められた。このように、近年は障がいの有無に関わらず、一般社会で共に生きようとするノーマライゼーションの考え方が広まっている。他方、ハンセン病患者の隔離などを定めたらい予防法は廃止されたが、完治した回復者(元患者)への偏見は今も残っている。

また、根強く残る性的少数者への差別解消に向けた動きも注目されている。

外国人の権利 日本国憲法第3章の表題は「国民の権利及び義務」とあるが、人権を持つのは「日本国民」だけだろうか。一般に、日本国籍がなくても憲法上の人権を有すると考えられている。しかし、権利の性質上、外国人(無国籍者を含む)には制限される人権もあり、政治的表現の自由や指紋押捺の強制などが問題になった。また、最高裁判所は、外国人参政権について、国政参政権は、国民のみが有すると判断したが、地方参政権は、法律によって在留外国人に選挙権を付与することも可能と判断している。他方、地方公務員の管理職試験で日本国籍を要件とすることについて、最高裁判所は憲法違反ではない、との判決を下している。



建設中の「民族共生象徴空間」(2019年) 2020年、北海道白老町に、国立アイヌ民族博物館や国立民族共生公園などからなる「民族共生象徴空間(ウポポイ)」が完成した。愛称である「ウポポイ」は、アイヌ語で「(大勢で)歌うこと」を意味する。



国立ハンセン病療養所国史資料館に再現されたハンセン病患者の特別病室の外観(2015年 群馬県津波町) 患者本人だけでなく、家族にも及んだハンセン病への差別について、2019年に国は責任を認め、損害賠償の支払いに応じた。

生まれた国、親の国など、何をもって国籍とするかについては、国によってさまざまな考え方があがる。

確認

差別解消に向けて、日本ではどのような法律が制定されたか、本文から四つ以上探そう。

活用

形式的平等や実質的平等の考え方に基づく身近な例を挙げ、そのようなくみになっている理由について説明しよう。

3章1節 社会の基本原則と憲法の考え方 53

解説 夫婦別姓訴訟

日本では夫婦の約96%が夫の姓を選択しているといわれており、夫婦別姓を認めていないことは憲法13条・14条・24条に反するという主張も強い。1996年に法務省法制審議会民法部会は、民法750条の改正も提言したが、保守層の抵抗が強く、今日まで実現していない。なお、最高裁判所大法廷では、2015年12月に民法750条は憲法に反しないと判断を下している。

指導上の留意点

こうした偏見は差別語として社会の中に潜んでいることがあり、ときにその記述や発言が問題となるが、単に非難するだけでなく「なぜいけないのか」を考え、差別が残る社会のあり方を問い直すよう留意する。

発問例 Q：外国人であっても日本人と同じように認めるべき権利にはどのようなものがあるだろうか？

A：差別されない権利、身体的自由(p.56)、経済的自由(p.57)、教育を受ける権利(p.58)、プライバシーの権利(p.60-61)など

解説 指紋押捺

アメリカ同時多発テロの発生を踏まえて成立した2006年改正入管法により、犯罪者やテロリストが偽装パスポートで入国することを防ぐ目的で、16歳以上の外国人を対象に入国審査で指紋採取と顔写真の撮影が義務づけられた。

解説 外国人参政権 最高裁判決

1993年の最高裁判決では、参政権は後国家的権利であり、その性質上外国人には認められない権利であると判断した。他方、地方参政権に関しては、95年の最高裁判決の「傍論」では、「居住する区域の自治体と密接な関係をもつに至った永住外国人については、地方選挙での選挙を認めることは憲法上禁止されていない」とする初の判断を出し、実際に認めるかどうかは「立法政策の問題」として、国会に判断を委ねている。

発問例・指導上の留意点/補足

導入事例 Q：合理的配慮を欠いた「不当な差別的取り扱い」にはどんなものがあるか？

A：受付の対応を拒否する/本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける/学校の受験や、入学を拒否する/障がい者向け物件はないと言って対応しないなど。(内閣府「合理的配慮」を知っていますか?)

図3 Q：これらの訴訟では、実際にどのような判断がなされたのだろうか？

A：p.85 図4 主な違憲判断、判例解説を参照。古くからの習慣や制度であっても、当事者の努力や社会の変化により、近年になって新たに違憲と判断されることがある。

図6 Q：アイヌの人々への差別は、今も続いているだろうか？

板書例(要点整理) W D

1) 平等権

- 個人の尊重…「人は生まれながらにして平等」
- 平等権…身分社会の否定(近代市民革命)から
- 日本国憲法…「法の下での平等」「両性の本質的平等」
- アファーマティブ・アクション(実質的平等) →形式的平等から実質的平等へ

2) 差別をなくす取り組み

- 女性…男女雇用機会均等法・男女共同参画社会基本法
- 部落差別…今も続く部落解放運動
- 障害者差別解消法・アイヌ施策推進法 →ノーマライゼーションの考え方

3) 外国人の権利…憲法上の人権を有する

- 制限される人権もある(国政参政権など)

トピック

部落差別は「同和問題」ともいわれ、現在もなお、被差別部落(同和地区)出身の人々に対して、差別発言や差別的な取り扱い、差別的な文書の送付、インターネットでの差別的な書き込みなどが行われている。

52 トピック 日本国憲法14条が差別を禁止している「門地」とは、人の出生によって生じる「家柄」や「生まれ」のことを指す。封建社会から戦前の「家」制度に受け継がれ「名門の家系」などというときがこれにあたる。

53

指導用教科書(朱書き)

↓教科書p.42-43に対応したページの例

現代社会の見方・考え方

正しい嘘はあるか？

第1部 私たちがつくる社会
第2章 思想から学ぶべきもの
第1節 倫理的な見方・考え方

ページ全体の考え方

本ページは正直なこと、嘘をつくことのもつ多面性について、これまで学んできた動機説と帰結主義、そして徳倫理学のそれぞれの立場から多角的に考察することを目的としている。一面的で教条的な教授に終始しないことが望まれる。

解説 嘘にまつわるさまざまなことわざ

「嘘も方便」は本来、相手を救うための手段(方便)としてならば、一時的に嘘のように見えることを言うのも許されるという意味で、無条件に嘘を肯定したことわざではない。「正直者が馬鹿を見る」は、正直者が不遇をかこつような正義を賞けない社会や政治を非難している面を持つ。悪の道への第一歩であるとして、嘘をたしなめることわざが「嘘つきは泥棒の始まり」である。

解説 ベンサム思想

彼の関心は神学的・道徳的な基準に依らずに、他者を侵害しない限りで個人個人の幸福を極大化することであった(その意味で、正確には「最大多数の最大幸福」とはベンサムが著述したことではない)。また、「すべての人が一人として数えられ、誰も一人以上として数えられない」(J.S.ミル「功利主義」『功利主義論集』川名雄一郎・山本圭一郎訳、京都大学学術出版会、2010年)というベンサムの格言からは、公平性の原理を導き出すこともできるし、近代民主政の基礎となったと解釈することもできるだろう。いずれにしてもベンサムについては、多面的多角的な理解が必要だろう。

現代社会の見方・考え方

倫理的な見方・考え方について考える

正しい嘘はあるか？～先人たちの教え～

こんなとき、嘘をついてもよいだろうか？



友人Aは悪口を言っていたけれど、それを言ったら、AとBは仲が悪くなってしまうかもしれない。嘘を言っておこう。

友人Bとはよく一緒にいるけど、本当は嫌いなんだよね。

嘘にまつわるさまざまなことわざ

- 「嘘も方便」
「正直者が馬鹿を見る」
「嘘つきは泥棒の始まり」
「正直は一生の宝」

日本のことわざには、嘘や正直にも平気で嘘をつくような人は、善いことも悪いこともありません。その場面の嘘をどのように考えるかで、判断は変わってきます。

ステップ1 この問題をどう考える？

●正しい嘘はあるのか、さまざまな側面から考える
人は他人の行為を許す感情もある一方で、親しい人でも許すことができない場面もある。また、事実をすべて知ることが円満な人間関係を作るとは限らず、知らなかったがゆえに嫌な思いをしなくて済むこともある。先人たちの教えを資料から読み取って、嘘について考えてみよう。

ステップ2 見方・考え方のポイント①

●結果を重視する
人間関係が良好に保たれているのに、それを壊してまで正直に話すことが正しいか。悪口を言った友人から責められるだけでなく、自分の悪口を聞かされた友人も嫌な思いをしてみましょう。ベンサムやミルが唱えた功利主義の考え方によれば、より多くの人の快が不快を上回るのであれば、その嘘は結果的に正しい判断となる。

1 2部 2章では、古代ギリシャから現代に至る先人たちのさまざまな倫理的な見方・考え方を学んだ。ここでは、友人との間でついでに嘘をテーマに、功利主義、義務論、徳倫理学の三つの考え方と、これらの思想を読み取る技能を活用しながら、幸福や正義について考えてみよう。

資料から先人たちの教えを読み取ろう

Three boxes featuring portraits of Bentham, Kant, and Confucius. Each box contains a numbered point (1, 2, 3) summarizing their views on lying and morality. Point 1 discusses Bentham's utilitarianism, Point 2 discusses Kant's categorical imperative, and Point 3 discusses Confucius's emphasis on relationships and the 'Golden Rule'.

ステップ3 見方・考え方のポイント②

●動機を重視する
人間関係を維持するために、嘘をつくことは正しいのだろうか、相手のことを信じている友人に事実を伝えないのは、その友人を欺くことになりはしないだろうか。カントによれば、私たちが従うべき法則は、この場面だけでなく、すべての人にいつでも適用する普遍性を持つ動機でなくてはならない。

ステップ4 見方・考え方を活用しよう

●置かれている状況や人としてのあり方を重視する
友人との人間関係や、悪口の内容を踏まえて、適切な判断をするのがよいと考える人も多いはずだ。しかし、そのためには時間がかかるだろうし、判断基準が感情に左右されやすくなることも考えられる。ここで学んだ見方・考え方を、病気の告知など、より大きなテーマで活用してみよう。

指導上の留意点 カントの思想

カントがこの例え話で主張しようとしているのは、嘘をつくことと友人を助けることに因果関係がないということである。例えば正直に「逃げ込みました」と言っても、匿った友人は裏口から逃げている、家の中で鉢合わせることはないかもしれない。例え「知りません」と嘘をついても、のちに家から別の場所に逃げていった友人が、別の場所を探しにいった人殺しとばったり出くわしてしまうかもしれない。つまりここで重要なのは、動機と帰結を分離することで、殺人の是非の議論や、命の重さを測る議論ではないことを踏まえて指導する必要があるだろう。(参考文献 加藤尚武『現代倫理学入門』講談社学術文庫、1997年)

解説 孔子の思想

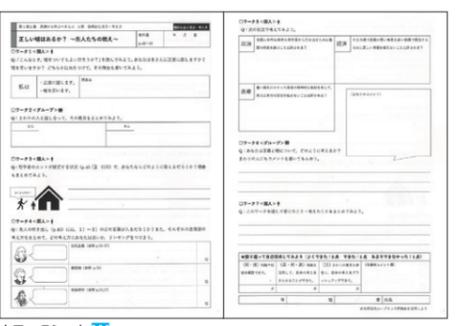
「トロッコ問題」(1人を生かすか5人を生かすかの選択を問う思考実験)が迫る選択は不快なモヤモヤを強いるものである。この「心残り」(徳倫理学者のハーストハウス)こそが動機説と帰結主義の二元論を乗り越えようとする徳倫理学の特徴である。有徳な人であれば、具体的な状況でどのように振る舞うかを体験的に繰り返すなかで、考える人自身が人としての徳や卓越性を高めていくことが必要だとされている。この点で、家族に対する思いやりをもとに、望ましい行為の規範である礼を日々実践することを主張した孔子の思想は、時代に求められていると言えるだろう。

指導上の留意点

功利主義、義務論、徳倫理学それぞれの立場に立つて考え、結果が変わることを理解させて、生徒に考えの揺らぎを体験させたい。そのため、3つのいずれかの立場に誘導的に指導を展開することは避けたい。例えば「嘘は絶対許されない」という義務論の意見に共感している生徒に対しては、「正義はなされよ、たとえ世界が減るとも」というカントも参照するラテン語の成句を紹介して「それでもそう考えますか?」と問いを展開することが考えられる。

ワークシートを活用した指導展開

Table with 2 columns: '指導の流れ(おもな発問例)' and '指導上の留意点'. It lists seven steps (ワーク1-7) for the lesson, including questions about lying, Kant's theory, and the Golden Rule, along with teacher notes for each step.



解答例と評価のポイント

〈考えるヒント〉
嘘についてはダメだとする「常識」をさまざまな状況の中で揺るがせたい。そのために身近な事例を義務論、功利主義、徳倫理学の立場を適用してどう説明できるのか、と促したい。
〈解答例(B評価)〉
「友人関係が壊れることは、二人にとっても、その後のギスギスした関係が及がまわりの友人にとっても、マイナスになると考えます。みんなにとって失われることが大きいので、結果を重視する功利主義の立場から、嘘をつくことを私は選びます」(想定される問題点に触れた上で、理由をはっきり述べられているのでB)。
〈A評価の視点〉
義務論、功利主義、徳倫理学のうちいずれかの考え方をしっかりと理解した上で、説明が展開されている。
〈C評価への助言〉
理由などが不十分な場合、理由を説明する論理展開を促したい。もしくは義務論、功利主義、徳倫理学の説明がない場合、いずれかの立場に立ち止まることを指導したい。

発展的な活用 / 第3部へのつなぎ

〈発展的な活用〉～無人島での友人との約束のケース～
あなたと友人が遭難して無人島にたどり着いた。友人があなたに自分の全財産を競馬クラブに寄付してほしいと言いつつ死んだ。あなたはそうすると約束した。幸い、その後間もなくあなたは救助された。あなたは友人との約束を果たそうと思ったが、よくよく考えると、競馬クラブよりも病院に寄付した方が多くの善を生み出せるように思われる。あなたと友人の約束については他に誰も知らない。このような状況で功利主義的な立場はどのような答えを導くのか(例 遺言通りではなくても、社会全体の幸福につながるために病院に寄付する)を選択肢で答えさせたり、記述させたりする。(参考文献 児玉聡『功利主義入門—はじめての倫理学』ちくま新書、2012年)
〈第3部へのつなぎ〉
探究学習として、諸課題を多角的に考察させる第3部において、ここで学んだことが思索のヒントになることが望まれる。例えば発電エネルギーについての探究の場合、大都市部の電力供給のために地方に負担を強いる発電所の立地のあり方を功利主義の視点から考えさせたり、現在の世代のために数世代に渡って環境に負担をかける原子力発電のあり方を動機説の視点から考えさせたり、有徳な人がするであろう将来世代の人間との仮想の対話を通して再生可能エネルギーを持続可能性の視点から考えさせたりすることなどが考えられる。

トピック 学習指導要領「特別の教科 道徳」(小学校)の「内容」では、「正直、誠実」について、「うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること」(小学校第1・2学年)、「過ちは素直に改め、正直に明るく生きて生活すること」(同第3・4学年)。「誠実に、明るく生きて生活すること」(同第5・6学年)となっている。

トピック ベンサムは不快を避け、快を求める傾向が人間にはあると見え、快を推進する点であらゆる性的な行為を擁護した。そのため、イギリス国教会のイデオロギーによって同性愛者に加えられる弾圧に心を痛めていたという。

指導書Webサポートコンテンツ 授業展開スライド(Power Point)

- ◆オリジナル教材の作成に便利なPower Pointファイルです。
- ◆教科書1見開きにつき10～15枚のスライドで構成しています。
- ◆白黒反転版も収録しています。

↓教科書p.52-53に対応した授業スライドの例

教科書p.52～53

4 平等に生きる権利

第1部 私たちがつくる社会
第3章 私たちの社会の基本原理
第1節 社会の基本原理と憲法の考え方

学習課題

平等権の保障のために
どのような取り組みがなされているだろうか。

<考えるポイント>

- 平等権とはどのような考え方か？
- 差別が否定されたのはいつからか？
- 社会にはどのような差別が残っているか？
- 差別解消のためにどのような取り組みがなされているか？

導入! 考えてみよう

ニーズに合わせて、適切な支援を



Q 「合理的配慮」とは
どのような配慮だろうか？

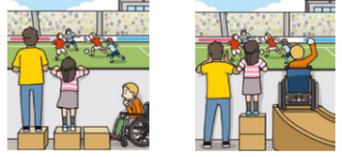
→まとめ

平等権 1

- ・「① **個人の尊重**」(13条)の出発点
…「人は生まれながらにして平等」
- ・平等権の考え方
…身分社会の否定(近代市民革命)が始まり
- ・日本国憲法では差別を禁止
…「**法の下での平等**」(② **14条**)
「**両性の本質的平等**」(③ **24条**)
「参政権の平等」(44条)

平等権 2

- ・形式的平等から実質的平等へ
国が介入して平等を実現する
…マイノリティを優遇する
「④ **アファーマティブ・アクション**」
(例：黒人の優先入学枠)



差別をなくす取り組み 1

男女が平等に生きる社会を目指す動き

- ・⑤ **男女雇用機会均等法**
…1985年制定。
97年に努力目標から義務規定に強化
- ・⑥ **男女共同参画社会基本法**
…1999年制定。
雇用面以外での男女差別の解消

差別をなくす取り組み 2

今も残るさまざまな差別 (1)

- ・部落差別…今も続く 部落解放運動
- ・在日韓国・朝鮮人などへの差別
- ・アイヌ民族への偏見
…北海道旧土人保護法 (1899年)
アイヌ文化振興法 (1997年)
⑦ **アイヌ施策推進法** (2019年)

差別をなくす取り組み ③

今も残るさまざまな差別 (2)

- ・心身に障がいを持つ人への差別
…⑧ **障害者差別解消法** (2013年制定)
ノーマライゼーションの考え方
- ・ハンセン病患者の隔離
…らい予防法の廃止 (1996年)
- ・性的少数者への偏見や差別

外国人の権利

- ・日本国籍がなくても憲法上の人権を有する
- ・しかし、外国人には制限される人権もある
→政治的表現の自由
→⑨ **指紋押捺**の強制
→公務就任権など

最高裁の判決
「国政参政権は国民のみ。
地方参政権付与は可能」

図3 平等権に関する主な訴訟

年	事件名
1973	尊属殺重罰規定違憲判決
2013	非嫡出子相続分規定事件
15	女性の再婚禁止期間訴訟

→QRコンテンツ

確認

差別解消に向けて、
日本ではどのような法律が制定されたか、
本文から四つ以上探そう。

→まとめ

学習課題

平等権の保障のために
どのような取り組みがなされているだろうか。

日本国憲法では**14条**を中心に平等権が保障されている。しかし、身体の特徴、病気や障害、出身地などによりさまざまな差別が残っている。このような差別に対して、**男女雇用機会均等法**や、**障害者差別解消法**などの法律を定める取り組みがなされている。(115字)

活用

形式的平等や実質的平等の考え方に基づく
身近な例を挙げ、そのようなしくみに
理由について説明しよう。

<考えるヒント>

- 形式的平等とは、その人の個性や属性にかかわらず、どんな人であっても人は人であり、同じように扱うべきだという考え方である。
- 実質的平等とは、その人の個性や属性に着目し、人によって異なる扱いをすることで、結果として平等を保障すべきという考え方である。

↓白黒反転版の例

差別をなくす取り組み 2

今も残るさまざまな差別 (1)

- ・部落差別…今も続く 部落解放運動
- ・在日韓国・朝鮮人などへの差別
- ・アイヌ民族への偏見
…北海道旧土人保護法 (1899年)
アイヌ文化振興法 (1997年)
⑦ **アイヌ施策推進法** (2019年)

指導書Webサポートコンテンツ 授業プリント(Word・PDF)

- ◆オリジナル教材の作成に便利なWordファイルとPDFファイルを用意しています。
- ◆授業スライド(本冊子p.8-9)の赤字部分を穴埋めにした授業用プリントです。

↓教科書p.52-53に対応したプリントの例

第1部3章 私たちの社会の基本原則 1節 社会の基本原則と憲法の考え方		
4 平等に生きる権利	教科書 p.52～53	年 月 日

□学習課題

Q: 平等権の保障のためにどのような取り組みがなされているだろうか。

- ・ 平等権とはどのような考え方か?
- ・ 差別が否定されたのはいつからか?
- ・ 社会にはどのような差別が残っているか?
- ・ 差別解消のためにどのような取り組みがなされているか?

●平等権-1

- ・ ① _____ (憲法13条) の出発点 … 「人は生まれながらにして平等」
- ・ 平等権の考え方…身分社会の否定(近代市民革命)が始まり
- ・ 日本国憲法では差別を禁止… 「法の下での平等」 (② _____) 条
「両性の本質的平等」 (③ _____) 条
「参政権の平等」 (44条)

●平等権-2

形式的平等から実質的平等へ

- ・ 国が介入して平等を実現する… マイノリティを優遇する
「④ _____」・アクション」

●差別をなくす取り組み-1

男女が平等に生きる社会を目指す動き

- ・ ⑤ _____ 法…1985年制定。
→97年に努力目標から義務規定に強化
- ・ ⑥ _____ 法…1999年制定。
→雇用面以外での男女差別の解消

●差別をなくす取り組み-2

今も残るさまざまな差別(1)

- ・ 部落差別…今も続く 部落解放運動
- ・ 在日韓国・朝鮮人などへの差別
- ・ アイヌ民族への偏見… 北海道旧土人保護法(1899年)、アイヌ文化振興法 (1997年)
⑦ _____ (2019年)

★振り返って自己採点してみよう(よくできた:3点 できた:2点 あまりできなかった:1点)

基本的な知識を理解できた(問題●▼)。	自分の考えを持ち、表現できた(問題■)。	自ら進んで課題に向き合うことができた(問題◆)。	(指導者確認欄)
3・2・1点	3・2・1点	3・2・1点	
年	組	番	氏名

※自己採点の評価表も活用しよう

指導書Webサポートコンテンツ 特設ページワークシート(Word・PDF)

- ◆オリジナル教材の作成に便利なWordファイルとPDFファイルを用意しています。
- ◆主体的・対話的で深い学びをサポートするワークシートです。
- ◆学習到達度を示す評価基準を設けています。

↓教科書p.42-43に対応したワークシートの例

第1部2章 思想から学ぶべきもの 1節 倫理的な見方・考え方		現代社会の見方・考え方
正しい嘘はあるか? ~先人たちの教え~	教科書 p.42～43	年 月 日

□ワーク1<個人>↑

Q: 「こんなとき、嘘をついてもよいだろうか?」を読んでみよう。あなたはBさんに正直に話しますか? 嘘を言いますか? どちらかに丸をつけて、その理由も書いてみよう。

私は	<input type="checkbox"/> 正直に話します。 <input type="checkbox"/> 嘘を言います。	理由
----	---	----

□ワーク2<グループ>楯

Q: まわりの人と話し合っ、その意見をまとめてみよう。

さん	さん
----	----

□ワーク3<個人>↑

Q: 哲学者のカントが設定する状況(→p.43 [2]引用)で、あなたならどのように答えるだろうか? 理由もまとめてみよう。

□ワーク4<個人>↑

Q: 先人の吹き出し(p.43)には、1)～3)のどの言葉が入るだろうか? また、それぞれの思想家の考え方をまとめて、どの考え方にあなたは近いのか、ランキングをつけよう。

	功利主義(→p.36-37)	位
	義務論(→p.36)	位
	徳倫理学(→p.34,37)	位

できなかった:1点)

(知・技)知識や技能を確認できた。	(思・判・表)知識を活用して、自分の考えをまとめることができた。	(主)まわりの意見を参考に、自分の考えをブラッシュアップできた。	(指導者確認欄)
3・2・1点	3・2・1点	3・2・1点	
年	組	番	氏名

※自己採点評価表を活用しよう

指導書Webサポートコンテンツ 教科書誌面データ (PDF)

- ◆教科書誌面をスクリーンなどに投影することができます。

↓教科書p.172-173

③ 労働者の権利

アルバイトと労働基準法
高校生になるとアルバイトをする場合もある。アルバイトであっても、雇い主との間で労働契約が結ばれており、労働基準法などの労働に関わるさまざまな法律と関係している。

アルバイト先のお店で有給休暇を取ろうとしたら、「アルバイトには有給休暇はない」「休むなら代わりを探して」と言われた。労働基準法39条により、6か月以上継続して勤務し、かつ全労働日の8割以上出勤した労働者は、有給休暇(取得しても賃金が減額されない休暇)を取得できる。週1回のアルバイトでも有給休暇は発生する。また、「休むなら代わりを探して」というのは、業務命令権の濫用となり、無効である。

COLUMN 男性にも育児休業を

今日の日本では、共働き世帯が増加しており、育児と仕事の両立が大きな課題となっている。男女が共に子育てをしながら働ける体制作りが必要となっている。しかし、男性の育児休業取得率は、近年上昇傾向にあるものの依然として低く、実際に育児休業を取得した男性も、その多くが2週間未満という短期間になっている。その理由としては、「職場に迷惑がかかる」、「取得したいけれど労務的に言い出せない」などが挙げられる。こうした状況を変えようと、男性の育児休業取得を義務付ける企業も出てきている。

→ 育児休業取得率(雇用均等基本調査 平成30年度)

④ 労働者の権利

労働者の権利が保障されるのは、なぜだろうか。

労働条件の改善や賃上げの要求を目的に、使用者と団体が交渉するための組織が**労働組合**である。労働組合では、使用者による労働組合の活動への干渉、組合員に対する不当な扱いは、**不当労働行為**として禁止されている。労働組合の存在は、労働者の権利保護、生活の向上に大きく貢献してきた。

日本の労働組合は、アメリカのように企業の枠を超えて職種別に組織されるのではなく、企業単位で組織された**企業別労働組合**が中心である。1960年代以降、同業種の労働組合が一斉に行う春の賃上げ交渉(春闘)が恒例化した。この春闘方式は、一時は低調であったものの、近年は再び重視されてきている。他方、労働者の生活水準の向上や価値観の多様化などにより労働組合員の数は伸び悩み、組織率は低下傾向にある。パート労働者などの**非正規雇用**の増加もあり、特に若年層の組合員が顕著となっている。

1985年には、雇用機会における男女差別の撤廃を定めた**男女雇用機会均等法**が制定された。99年には改正法が施行され、それまで努力義務であった募集・採用・配置・昇進に関する差別は禁止となり、違反企業は制裁措置として企業名を公表されるようになった。また、セクシャル・ハラスメントも企業名を公表することとなった。日本では、出産や育児のため仕事を中断せざるをえない女性も多く、一度会社を退職してしまうと、その後再就職を希望しても、給与の低い非正規雇用となることが多い。そこで、1999年に**育児・介護休業法**が全面施行された。その後もたびたび改正が行われ、育児・介護と仕事を両立しやすくするための体制が作られている。こうしたなか、日本の15～64歳の女性のうち、働く人の割合は70%を上回るようになっている。

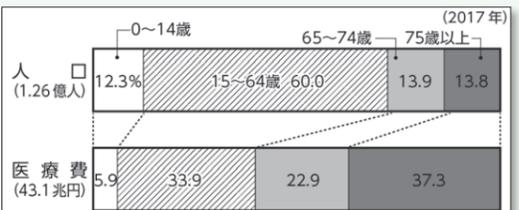
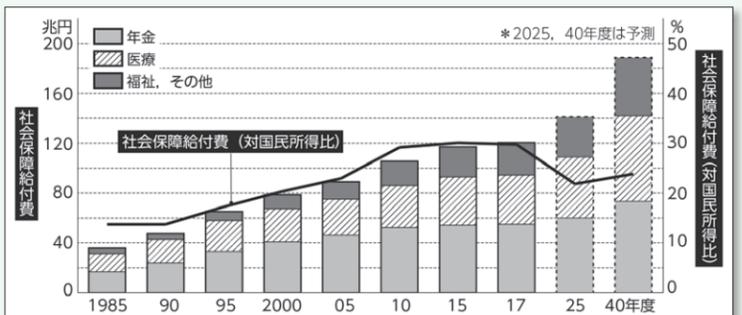
指導書Webサポートコンテンツ 教科書図版(カラー・モノクロ)(JPEG)

- ◆プリントの作成などに便利な教科書掲載図版のデータです。
- ◆カラーとモノクロの2種類用意しています。

↓教科書p.212図①(左)、図②(右)(カラー)



↓教科書p.212図①(左)、図②(右)(モノクロ)



指導書Webサポートコンテンツ 教科書本文データ (txt)

- ◆プリント作成に便利な教科書のテキストデータです。

↓教科書p.172-173のテキストデータ

04_172-173_3_労働者の権利.txt - ノート

04_172-173_3_労働者の権利.txt - ノート

第2部 社会のしくみと諸課題

第3章 私たちと経済

第2節 豊かな社会の実現

3 労働者の権利

学習課題
労働者の権利が保障されるのは、なぜだろうか。

アルバイトと労働基準法
高校生になるとアルバイトをする場合もある。アルバイトであっても、雇い主との間で労働契約が結ばれており、労働基準法などの労働に関わるさまざまな法律と関係している。

アルバイト先のお店で有給休暇を取ろうとしたら、「アルバイトには有給休暇はない」、「休むなら代わりを探して」と言われた。労働基準法39条により、6か月以上継続して勤務し、かつ全労働日の8割以上出勤した労働者は、有給休暇(取得しても賃金が減額されない休暇)を取得できる。週1回のアルバイトでも有給休暇は発生する。

市場経済における労働
近い将来、私たちの多くは労働者となり、例えば製品の開発や、商品の販売など、さまざまな形態で企業で働くことになる。労働者は企業に労働力を提供し、その対価として給与を得ることに合意して、労働し、労働者と企業が合意して自由な労働契約を結んだとしても、労働者の技能は個別の企業内でしか通用しない場合や、企業側の知識が労働者側を上回る場合も多く、両者の関係はなかなか対等にはならない。

労働者の権利
日本では、憲法によって勤労の権利が保障されており、また、労働組合を作る権利(団結権)、労働者が使用者と団体が交渉する権利(団体交渉権)、労働者が団結して仕事を停止して労働条件の改善などのための権利を具体的に保障した**労働三権**を定めた**労働組合法**、ストライキなどの労働争議の予防や解決を図る**労働関係調整法**が制定されている。これらの権利を具体的に保障するために、労働時間など労働条件の最低基準を定めた**労働基準法**、労働三権を具体的に保障した**労働組合法**、ストライキなどの労働争議の予防や解決を図る**労働関係調整法**が制定されている。これら労働に関わる三つの法律は、**労働三法**と呼ばれる。

女性と労働
1985年には、雇用機会における男女差別の撤廃を定めた**男女雇用機会均等法**が制定された。99年には改正法が施行され、それまで努力義務であった募集・採用・配置・昇進に関する差別は禁止となり、違反企業日本では、出産や育児のため仕事を中断せざるをえない女性も多く、一度会社を退職してしまうと、その後再就職を希望しても、給与の低い非正規雇用となることが多い。そこで、1999年に**育児・介護休業法**が全面施行された。その後もたびたび改正が行われ、育児・介護と仕事を両立しやすくするための体制が作られている。こうしたなか、日本の15～64歳の女性のうち、働く人の割合は70%を上回るようになっている。

確認
労働者の権利が保障されるのはなぜか、本文から探そう。

活用
「最低賃金を上げるべき」という意見に対して、企業の経営者の立場になって、賛成か反対か考えよう。

指導書Webサポートコンテンツ 単元振り返りシート (Word・PDF)

- ◆新課程で求められる、単元単位ごとの指導と評価に対応したコンテンツ。
- ◆自己評価の単元ポートフォリオとしても活用できる。

単元振り返りシート	第2部3章2節 豊かな社会の実現		年 組 番 / 名 前
主題① 「これからの社会、働くならどのような形態が①②③」(p.182-183諸課題)	(知・技)	(思・判・表)	(主)
主題② 「どのような公的年金制度が望ましいか?④」(p.184-185諸課題)	(知・技)	(思・判・表)	(主)
1 産業構造の変化と職業選択 p.168-169	2 中小企業と農業 p.170-171	3 労働者の権利 p.172-173	
学習課題: 産業構造が変化する要因は、何だろうか。	学習課題: 中小企業や農業には、どのような強みと弱みがあるだろうか。	学習課題: 労働者の権利が保障されるのは、なぜだろうか。	
回答:	回答:	回答:	
● (知・技) を確認できた (高)	■ (思・判・表) を考察できた (高)	◆ (思・判・表/主) に取り組めた (高)	
● (知・技) を確認できた (高)	■ (思・判・表) を考察できた (高)	◆ (思・判・表/主) に取り組めた (高)	
4 雇用と労働に関する課題 p.174-175	5 社会保障の役割と意義 p.178-179	6 社会保障制度の課題 p.180-181	
学習課題: 人口減少社会のなかで、どのような雇用対策が求められるだろうか。	学習課題: 多くの国で政府が社会保障制度を主導しているのは、なぜだろうか。	学習課題: 日本の社会保障制度を持続可能なものにするためには、何が必要だろうか。	
回答:	回答:	回答:	
● (知・技) を確認できた (高)	■ (思・判・表) を考察できた (高)	◆ (思・判・表/主) に取り組めた (高)	
● (知・技) を確認できた (高)	■ (思・判・表) を考察できた (高)	◆ (思・判・表/主) に取り組めた (高)	
主題①回答:	指導者コメント欄		
主題②回答:			
(知・技) 点	(思・判・表) 点	(主) 点	

ブリック評価表	年 組 番 / 名 前
について、次の基準を参考に自己評価(表面)してみよう。	
判断・表現」の観点 の変化や労働、社会保障などから課題について、事項や概念、理論を考察しながら、根拠に基づいて判断した。	「主体的に学習に取り組む態度」の観点 産業構造の変化や労働、社会保障などから生じる諸課題の解決に向けて、意欲的に考察したが、具体的な解決策を構想しなかった。
の変化や労働、社会保障などから課題について、事項や概念、理論を考察したが、具体的な解決策を構想するまでには至ることができなかった。	産業構造の変化や労働、社会保障などから生じる諸課題の解決に向けて、意欲的に考察したが、具体的な解決策を構想するまでには至ることができなかった。
の変化や労働、社会保障などから課題について、事項や概念、理論を考察したが、具体的な解決策を構想しなかった。	産業構造の変化や労働、社会保障などから生じる諸課題の解決に向けて、意欲的に考察しなかった。

↑第2部3章2節「豊かな社会の実現」単元振り返りシート

学習者用デジタル教科書

↓教科書p.72-73に対応した学習者用デジタル教科書の画面

価格：未定

内容：(1)教科書誌面(紙の教科書と同内容)

(2)拡大・縮小・書き消し、保存機能

(3)特別支援教育対応機能として、リフロー*表示や総ルビ、白黒反転、読み上げの機能を搭載。

*リフローは、書体や文字サイズ、行間、余白などを自由に変更して表示する機能です。

第1章 私たちと法 第1節 法の意義と司法参加

① 社会規範と法

社会規範とは
学校には校則があり、スポーツにも競技規則がある。しかし、私たちの生活を縛るものは、法律や規則ばかりではない。

「お年寄りに席を譲ろう」といった呼びかけは、道徳やマナーといわれる。また、ある職種にはその信頼性を高めるための高い倫理が求められることがある。さらに、国によっては、レストランやホテルなどでチップを渡すことが慣習(習わし)になっていることもある。そして、宗教には長くこういったものを支えてきた傾向がある。道徳に反する行動をすれば、人としてのあり方を疑われたり良心が痛んだりするかもしれない。慣習を守らなければ、その社会に受け入れられない恐れもある。

これらはすべて、広く**社会規範**ととらえることができる。社会規範とは、社会生活を営む上で守ることが求められる**ルール**であり、それぞれに役割がある。その中でも、誰もに適用され、刑罰をもって強制されるのが**法(法律)**である。

社会規範(ルール)

社会生活を営むうえで守ることが求められる	法(法律)
道徳	刑罰をもって強制される
倫理	
慣習	
宗教	

1 社会規範と法 社会規範の内容は、地域や時代によって変わる。

法の分類と種類

公法	私法	国際私法
行政法 刑法 国家公務員法 地方自治法 国家賠償法	民法 商法 労働基準法 労働組合法 生活保護法 独占禁止法	民法 商法 労働基準法 労働組合法 生活保護法 独占禁止法
行政事件訴訟法 少年法	民事訴訟法 民事執行法 人事訴訟法	法の適用に関する通則法

1 法の種類 法を分類する視点にはさまざまなものがある。例えば、国会などが作る明文のもの(成文法)と、慣習などにより法規範性が認められたもの(不文法)。国内の法規範(国内法)と、国や国際機関の間の法規範(国際法)。権利・義務など自身のルール(実体法)と、それを具体的な事件として決定する手続きのルール(手続法)などである。

2 法の秩序 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

3 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

4 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

5 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

6 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

7 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

8 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

9 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

10 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

11 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

12 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

13 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

14 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

15 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

16 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

17 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

18 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

19 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

20 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

21 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

22 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

23 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

24 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

25 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

26 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

27 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

28 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

29 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

30 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

31 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

32 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

33 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

34 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

35 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

36 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

37 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

38 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

39 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

40 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

41 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

42 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

43 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

44 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

45 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

46 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

47 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

48 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

49 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

50 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

51 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

52 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

53 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

54 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

55 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

56 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

57 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

58 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

59 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

60 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

61 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

62 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

63 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

64 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

65 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

66 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

67 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

68 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

69 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

70 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

71 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

72 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

73 法の階層 法の考え方は、後で定められた法前に定められた法より優先されるので、同じレベルならば、後の法令が適用される。

リンク機能
任意のウェブサイトなどへのリンクを設定できる。

図形貼り付け機能
直線や四角囲みなどを貼り付けられる。

文字入力機能
テキストボックスで文字入力ができる。

拡大・縮小機能
画面の拡大・縮小ができる。

ペン機能
書き込みができる。

↓リフロー表示、総ルビ、白黒反転を行った画面(『中学生の公民』の例)

民主主義と立憲主義

2011年、アメリカに56番目の独立国として南スーダン共和国が誕生しました。これに先立って行われた独立に関する自決投票では、約99%の住民が自給・自立を支持しました。大統領が国民投票や選挙の準備の準備などを決定した新憲法に署名しました。

1 民主主義と立憲主義

2 民主主義と立憲主義

3 民主主義と立憲主義

4 民主主義と立憲主義

5 民主主義と立憲主義

6 民主主義と立憲主義

7 民主主義と立憲主義

8 民主主義と立憲主義

9 民主主義と立憲主義

10 民主主義と立憲主義

11 民主主義と立憲主義

12 民主主義と立憲主義

13 民主主義と立憲主義

14 民主主義と立憲主義

15 民主主義と立憲主義

16 民主主義と立憲主義

17 民主主義と立憲主義

18 民主主義と立憲主義

19 民主主義と立憲主義

20 民主主義と立憲主義

21 民主主義と立憲主義

22 民主主義と立憲主義

23 民主主義と立憲主義

24 民主主義と立憲主義

25 民主主義と立憲主義

26 民主主義と立憲主義

27 民主主義と立憲主義

28 民主主義と立憲主義

29 民主主義と立憲主義

30 民主主義と立憲主義

31 民主主義と立憲主義

32 民主主義と立憲主義

33 民主主義と立憲主義

34 民主主義と立憲主義

35 民主主義と立憲主義

36 民主主義と立憲主義

37 民主主義と立憲主義

38 民主主義と立憲主義

39 民主主義と立憲主義

40 民主主義と立憲主義

41 民主主義と立憲主義

42 民主主義と立憲主義

43 民主主義と立憲主義

44 民主主義と立憲主義

45 民主主義と立憲主義

46 民主主義と立憲主義

47 民主主義と立憲主義

48 民主主義と立憲主義

49 民主主義と立憲主義

50 民主主義と立憲主義

51 民主主義と立憲主義

52 民主主義と立憲主義

53 民主主義と立憲主義

54 民主主義と立憲主義

55 民主主義と立憲主義

56 民主主義と立憲主義

57 民主主義と立憲主義

58 民主主義と立憲主義

59 民主主義と立憲主義

60 民主主義と立憲主義

61 民主主義と立憲主義

62 民主主義と立憲主義

63 民主主義と立憲主義

64 民主主義と立憲主義

65 民主主義と立憲主義

66 民主主義と立憲主義

67 民主主義と立憲主義

68 民主主義と立憲主義

69 民主主義と立憲主義

70 民主主義と立憲主義

71 民主主義と立憲主義

72 民主主義と立憲主義

73 民主主義と立憲主義

74 民主主義と立憲主義

75 民主主義と立憲主義

76 民主主義と立憲主義

77 民主主義と立憲主義

78 民主主義と立憲主義

79 民主主義と立憲主義

80 民主主義と立憲主義

81 民主主義と立憲主義

82 民主主義と立憲主義

83 民主主義と立憲主義

84 民主主義と立憲主義

85 民主主義と立憲主義

86 民主主義と立憲主義

87 民主主義と立憲主義

88 民主主義と立憲主義

89 民主主義と立憲主義

90 民主主義と立憲主義

91 民主主義と立憲主義

92 民主主義と立憲主義

93 民主主義と立憲主義

94 民主主義と立憲主義

95 民主主義と立憲主義

96 民主主義と立憲主義

97 民主主義と立憲主義

98 民主主義と立憲主義

99 民主主義と立憲主義

100 民主主義と立憲主義

学習支援オンラインサービス manable

マナブル

令和4年3月 発売予定

地理総合版 歴史総合版 公共版

教室でも、家庭でも、“深い学び”を実現!

生徒が学習者用端末で教科書や準拠ノートに対応した問題を解き、先生は自動採点・集計された各生徒の学習状況や正答状況、評価レーダーチャートをオンラインで確認できるサービスです。先生が作成したオリジナル問題を配信することもできます。

中学校版 manable はこちら →

令和4(2022)年度以降用

新課程用教科書のご案内

新詳高等地図

新しくて、詳しい!
高等学校の決定版地図帳

地図-702

AB判 194ページ



標準高等地図

見やすく、使いやすい!
大判地図帳

地図-703

A4判 172ページ



高等学校 新地理総合

暮らしが見える!“今”がわかる!
技能が身に付く!
地理総合教科書の決定版

地総-703

AB判 240ページ

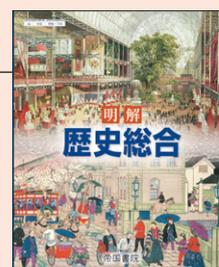


明解 歴史総合

おもしろい! わかりやすい!
ためになる!
「世界史×日本史」
新しい歴史に出会える教科書

歴総-706

AB判 240ページ



高等学校 公共

社会がわかる! 課題と向き合う!
未来をつくる!
社会に参画する力を養う教科書

公共-707

AB判 240ページ



各教科書の内容解説資料はこちらから

令和4年度
高等学校新課程
情報サイト

